

尾道市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム
設置業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本要項は、来庁者の混雑緩和及び待ち時間の快適化による市民サービスの向上を目的として尾道市新本庁舎に広告付き窓口番号案内システムを設置するに当たり、公募型プロポーザル方式により提案を要請し、技術力及び情報発信力に優れた業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

尾道市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務

(2) 業務内容

尾道市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務の履行期間

契約締結の日を始期とし、窓口番号案内システムを設置した日の翌日から5年経過した日を終期とする。

(4) 発注者

尾道市 代表者 尾道市長 平谷 祐宏

(5) 委託料

無償とする。

(6) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

3 参加資格

本選考に参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 本市又は他自治体において、過去に本業務の内容と同種の業務又は類似の実績を有する広告事業者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がなされていること。

- (5) 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号又は第3号に該当しないこと。

4 選定委員会

- (1) 本プロポーザルの審査は、尾道市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。
- (2) 選定委員会は、本市関係部門の課長級職員6名で構成する。
- (3) 委員が選定委員会に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として出席させることができる。

5 スケジュール

	項目	日程
1	プロポーザル公募	平成30年12月25日（火）から
2	実施要項等に係る質問提出期限	平成31年1月11日（金） 午後5時まで
3	質問に対する回答	平成31年1月18日（金） 午後5時までに回答
4	参加表明書の提出	平成31年1月25日（金） 午後5時まで
5	企画提案書等の提出	平成31年2月15日（金） 午後5時まで
6	選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）	平成31年2月22日（金）予定
7	審査結果の通知	平成31年2月末日発送予定

6 応募者の制限

次に該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

- (1) 委員会の委員及びその親族
- (2) 委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- (3) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

7 質問の受付及び回答

(1) プロポーザルに係る書類等の配布

平成30年12月25日（火）から平成31年1月25日（金）までの間に、尾道市ホームページからダウンロードすること。

(URL : <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>)

(2) 質問書の提出

参加表明書等又は提案書について質問がある場合は、質問書（様式第10号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

(ア) 平成30年12月25日（火）から平成31年1月11日（金）午後5時まで

(イ) 持参による受付は、土・日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

本要綱第14項の事務局へ持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。（受付期間内必着）

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、平成31年1月18日（金）までに随時、本市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

(3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間

(ア) 平成30年12月25日（火）から平成31年1月25日（金）午後5時まで

(イ) 持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

本要項第14項の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

ウ 提出書類

様式等	提出部数、留意事項等
参加表明書（様式第1号）	1部
参加表明書等受領書（様式第2号）	1部 参加表明書受付時、本市担当者が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、82円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

エ 添付書類

書 類 名	提出部数、留意事項等
登記事項証明書	1部 写し可。3か月以内のもの 法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
印鑑証明書	1部 写し可。3か月以内のもの 法務局が発行する印鑑証明書
市税完納証明書（市内の事業者に限る。）	1部 写し可。3か月以内のもの
消費税及び地方消費税の納税証明書	1部 写し可。3か月以内のもの 管轄の税務署で交付される、納税証明書「その3 未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）又は「その3の2」、「その3の3」でも可とする。

(4) 参加資格審査と結果の通知

尾道市長は、参加表明者の参加資格を審査し、その結果を「参加資格確認結果通知書」により通知する。

8 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出

ア 受付期間

(ア) 平成30年12月25日（火）から平成31年2月15日（金）午後5時まで

(イ) 持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

本要項第14項の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

ウ 提出書類

様 式 等	提出部数、留意事項等
提案提出書（様式第3号）	1部
提案書等受領書（様式第4号）	1部 提案書受付時、本市担当者が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、82円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

提案書（様式第5号）	10部 次のテーマを盛り込むこと。それぞれのテーマについて、A3版2枚以内（合計6枚以内）で作成すること。 ① 窓口番号案内システムの機能について ② 広告及び広報の手法について ③ 業務の実施方針、取組体制、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいこと
選考会出席者届出書（様式第6号）	1部
会社概要	1部 様式任意。ただし、A4版1枚とする。 会社名、設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、を必ず記載すること。
業務実績調書（様式第7号）	1部 自治体庁舎への広告付き窓口番号案内システム導入に係る業務を主に記載すること。
業務実施体制調書（様式第8号）	1部
予定技術者の経歴調書（様式第9号）	業務実施体制調書に記載の予定技術者全員分を1部ずつ
工程表	1部 様式任意 業務着手から設置までの想定工程とする。
市に支払う広告放映料（年額）の参考見積書・内訳書	1部 様式任意

9 審査

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、選定委員会において、提出された提案書類及びプレゼンテーションの提案内容について、評価基準（別紙）により総合的に評価して行い、得点の総計が最も高い者を最優秀提案者、次点の者を優秀提案者として特定する。ただし、最高得点者が2者以上いる場合は、選定委員会で協議のうえ、順位を決定する。

なお、本プロポーザルの参加者が1者の場合は、評価基準により、適否を判断するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日 平成31年2月22日（金） ※日程及び会場は別途通知する。

イ プレゼンテーションにおける提案の説明時間は20分程度とし、その後20分程度で質疑を行う。実施方法の詳細については、別途通知する。

ウ プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。

エ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3名以内とする。

オ 提案するシステム機器の実機を使用する場合は、番号発券機本体及びその設置に必要な最小限の機材のみ持込み可とする。

(3) 審査結果の通知

平成31年2月末日を目途に、提案者に対し、郵送により通知する（到着日ではない。）。

(4) 配点 別紙のとおり

1.0 業務委託契約に関する事項

(1) 契約手続

選定委員会において特定された最優秀提案者を受注候補者として交渉を行い、内容について合意のうえ、契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、優秀提案者を受注候補者として契約交渉を行うものとする。

ア 受注候補者が、次項各号に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

イ 受注候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

ウ 受注候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上で定める。

(3) 本業務の委託契約は、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）及び尾道市の業務委託契約書によるものとする。

(4) 失格による契約の解除

契約締結後に、契約者が次項各号に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

1.1 企画提案書等の無効

プロポーザルの応募者が次の事項のいずれかに該当した場合には、その者の参加表明書・辞退届及び企画提案書その他提出書類（以下「提出書類」という。）を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (6) 本要項に定められた以外の手法により、委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (7) 企画提案書の提出期限以降において、尾道市から指名除外措置を受けた場合
- (8) 本要項に違反又は逸脱した場合
- (9) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

1.2 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、保存等を行う。
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類は、提出後の追加・修正・差し替えは認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から追加提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。
- (6) 受注候補者以外の参加者の得点・順位は、当事者の求めに応じて当事者のみ開示するものとする。
- (7) 本プロポーザルの提出書類は、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）第6条第1項第3号の規定により、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害する情報等に当たると認められるものについては非公開とする。
- (8) 公募型プロポーザル実施要項、審査結果及び受注候補者名については、市のホームページを活用し情報提供に努める。

1.3 添付資料

- (1) 提出書類の様式（別添①）
- (2) 新本庁舎レイアウト図（別添②）

1.4 問い合わせ先（事務局）

尾道市総務部総務課

電話番号：0848-38-9334（直通）

ファックス番号：0848-37-2740

メールアドレス：somu@city.onomichi.hiroshima.jp

別紙

尾道市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託に係る
公募型プロポーザル審査に関する評価基準

審査項目	審査事項	配点
1 業務体制の審査	(1) 業者、配置予定技術者の実績は十分か。	10
	(2) 業務の推進体制（人数、資格等）は十分か。	10
2 提案内容の審査	(3) 本業務の趣旨・目的を理解し、積極的な取り組み意欲が感じられるか。	10
	(4) 提案課題①「窓口番号案内システムの機能について」に対する提案内容は的確であるか。	10
	(5) 提案課題②「広告及び広報の手法について」に対する提案内容は的確であるか。	10
	(6) 提案課題③「業務の実施方針、取組体制、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいこと」に対する提案内容は的確であるか。	10
3 全体的な評価	(7) 提案スケジュールは実現可能か。	10
	(8) 市に支払う広告放映料の見積額は妥当か。	10
	(9) 障害発生時の対応は十分か。	10
	(10) 他自治体の導入実績は十分か。	10
合 計		100